

日本腎不全スキンケア研究会「二重発表」演題取り扱いについて

<重複発表の定義>

- ① 既に発表されたものと実質的に同じ内容の発表。
- ② 対象となる発表は、国内の学会で発表した内容とする。

<二重発表の基準>

- ① 指定演題（特別講演、シンポジウム、ワークショップ、セミナーなど）などは含まれない。
- ② 企業等で行った講演は、同一内容であっても二重発表にはならない。
- ③ 論文刊行後の発表は含まない。
- ④ 症例発表は、同じ内容であれば実質二重発表の対象となる。

<対応>

- ① 二重発表と考えられる場合は、演題登録時に自己申告する。具体的には、演題の抄録以外に「学会名と過去に発表した旨」を記載し、「以前提出した演題抄録のファイル」も添付して提出する。
- ② 査読委員は、必要に応じて演題提出者に修正事項を提案し、修正したのち再提出するよう依頼する。
- ③ 演題採択可否の最終決定は、世話人会で行う。

※この規定は、二重発表を禁止するものではありません。もっと多くの人たちに知ってもらう価値がある、より幅広い職種にも知ってもらう必要があると考えた場合、「二重発表」であることを承知の上で演題登録することは許される行為であると考えます。したがって、「二重発表」する場合は、対応①による提出をお願いいたします。